試験成績書の食品衛生法・品目登録制度への受入について(先行サンプル廃止関連) (平成21年8月20日通知(1))

[本件の経緯]

平成21年2月19日付厚生労働省通知があり、食品衛生法の先行サンプル制度が本年末で廃止されることになりました。

これに関し、当協会から厚労省に対し、先行サンプルに替わる新たな制度の設定に関し要望を行ってまいりました。

[本件通知事項]

1. このほど、厚労省より通知(平成21年8月7日付検疫所長宛医薬食品局食品安全部長名通知)(別紙)が発出され、「品目登録制度」(下記参考参照)において対応を行うことが可能となりました。

(注意)

平成 21 年9月1日以降に先行サンプルで作成された試験成績書は、来年以降の輸入届出には使用できません。来年以降の輸入を予定している場合は、先行サンプルでは対応できないため、速やかに品目登録する必要があります。

(なお、下記の〔新たな制度の概要〕⑤(ii) 参照)

2. 当協会としては、厚労省担当者(東京・大阪検疫所)にご出席頂き、東京・大阪に おいて説明会を開催することを企画しております。(開催案内は別途通知)

[新たな制度の概要]

「品目登録制度」により試験成績書の登録を行う手続等は、概ね次のとおりとなっています。(詳細は説明会で厚労省担当者から説明があります。)

- ① 海外の工場から日本の登録検査機関に、直接、試験サンプルを送付。 その際、サンプル情報(名称、品番、JAN コード、製造者名・工場名・工場住所、 カタログ・写真、原材料・材質等)を添付する。
- ② 登録検査機関は、サンプルと上記添付情報の同一性を確認の上、検査を実施し試験 成績書を発行する。
 - なお、試験成績書の品目欄には製品を特定する品番等を、備考欄には登録検査機関で 品番等との同一性を確認した旨を記載。製造企業から送付のあった情報を添付する。
- ③ 輸入者は、上記試験成績書を検疫所に提出し「品目登録」の手続を行う(登録する と品目登録番号が発行される)。
 - (「器具容器包装・おもちゃ」については、品目登録の有効期限は、製造工場・材質・ 製造方法等に変更がない場合は、特段設定されていない。)
- ④ (初回)輸入時の「輸入届出」に、上記の品目登録番号を記載する。

⑤ 備考

- (i) 本件措置は、平成21年8月7日(通知の日)から改定され即日実施されている。
- (ii) 平成 20 年 7 月 31 日以降平成 21 年 8 月 31 日までに、先行サンプルによって作成された試験成績書は品目登録が可能である(平成 20 年 7 月 31 日付事務連絡に従い作成された、写真が添付されているもの)。
- (参考)「品目登録制度」とは、同一食品等を継続的に輸入する場合、輸入する食品等の記載事項について登録を行い、その記載事項に問題がないことが確認されると、その後、(区分毎に定められた期間)、輸入届出書の際、登録した記載事項は登録番号により申請を行うことができる(既存の)制度のこと。

【本件に関するお問合せ先】 社団法人日本玩具協会 事務局 山口 中田 小林 電話:03-3829-2513

(参考)

品目登録の手続に必要な書類の概ねのイメージを下記に整理しました。 適宜、ご活用下さい。

製造工場

下記送状を添えて、試験用サンプルを工場から、直接、日本の登録検査機関に送付。

試験用サンプルに関する送状

年月日

登録検査機関宛

工場住所 製造者名 工場名

記

- 1. 試験用サンプルに係る製品の名称
- 2. 品番・JANコード
- 3. カタログ・写真等
- 4. 試験実施に必要な材質等の情報

検査機関

試験成績書に下記を記載・添付

- (1) 試験成績書の品目欄に、製品を特定する品番等の情報を記載する。
- (2) 備考欄等に、「試験品が製造企業(工場)より直接送付され、検査機関において品番等との同一性を確認した」旨を記述する。
- (3) Invoice、B/L(船荷証券)など製品を特定できる資料のコピーを添付
- (4) 試験用サンプルに関する工場の送状のコピーを添付
- (5) 平成 20 年 7 月 31 日付食安輸発第 0731001 号の資料 (カラー写真等)

輸入者

上記を満たした試験成績書を検疫所に提出して品目登録を行い、その後に輸入届出を 行う。

食安発 0 8 0 7 第 3 号 平成 2 1 年 8 月 7 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長(公 印 省 略)

「輸入食品等監視指導業務基準」の一部改正について

標記については、平成16年11月19日付け食安発第1119002号(最終改正:平成21年6月18日付け食安発第0618001号)にて通知しているところである。

今般、検疫所における品目登録の統一的な運用を確保するため、「輸入食品等監視指導業務基準」(以下「業務基準」という。)を下記のとおり改正し、改正後の業務基準を別添のとおりとするので、対応方遺漏無きようよろしくお願いする。

記

- 1. 業務基準3 (4) ア中「事項」の次に「及び検査結果等の関係情報」を加え、「1年間の」を「別表2の区分及び有効期間に従って」に改めたこと。
- 2. 業務基準3 (4) 中アの次に次のように加えること。 イ 登録を行う検査結果は次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 輸入届出を行った食品等で実施された検査結果
 - (イ)輸入届出を行わない食品等で実施され、次の要件に適合する登録検査機関の検査結果(以下のa、bのうち、規則第32条第1項第3号から第7号までに掲げる事項に該当するものについても登録すること)
 - a 検査結果通知書に平成20年7月31日付け食安輸発第073100 1号に定める事項のほか、次の事項が記載されていること。
 - (a) 製造者又は輸出者から登録検査機関に直接送付された未開封(税 関等行政機関の検査による開封を除く。)の検体を検査に供したこ
 - (b) 検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名等
 - (c) 原材料、材質等
 - (d) 下記 b に掲げる書類が検体に係るものであることを確認した上で 検査を実施したこと

- b 検査結果に製造者等が作成した次の書類が添付されていること。
- (a) 検体を特定する名称、品番、JAN コード、製造者名等及び検体が製造者等から登録検査機関に直接送付されたことを証するインボイス、船荷証券 (B/L) 等
- (b) 検体を特定するカタログ、写真等
- (c) 検体が部品である場合には、製品との関連を示す展開図などの図 面等
- (d) 適用される規格基準が特定可能な原材料、材質、製造方法(検体が加工食品の場合に限る。)を証する書類
- (ウ)器具及び容器包装並びにおもちゃであって、平成21年8月31日までに、平成20年7月31日付け食安輸発第0731001号に基づき作成された検査結果
- 3. 業務基準3(4)中「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に改めたこと。